



病院図書館と著作権—最近の話題—

熊谷 智恵子

I. はじめに

ネットワーク化、デジタル化された社会においては、情報関連技術の発達に伴い著作権は侵害されやすくなる。著作物を利用する側からすると技術的な面で情報を自由に利用できるようになる。こうした環境があるゆえに簡単に著作権侵害をしてしまう可能性があるといわれている。平成元年から15年の間に10回著作権法が改正された。これまでの著作権法改正の多くは、国際条約への対応（条約批准のための国内法整備、通商政策との関連など）、司法救済（侵害された損益に対する損害賠償など）、経済社会状況の変化（経過措置の廃止、利用の公益性を鑑みて権利制限を拡大など）によるものである。

2004年6月の著作権法改正では、改正提案理由として知的財産権の強化（2003年7月に知的財産基本法に基づき、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定された）があげられ、知的財産戦略の推進と著作物の適切な保護と活用を図るために必要となる改正を行うとして、レコードの還流防止、書籍・雑誌の貸与権、罰則が強化されている。

2004年8月文化庁の著作権法改正要望書募集にに応じて、二つの病院図書館関係団体が病院図書館の複写にかかわる法整備を模索し、著作権法改正要望書を提出している。

本稿では、病院図書館の著作権問題について複写問題の現状を中心に、著作権法改正要望書提出への取り組み経緯、著作権法改正要望の趣

旨など最近の動向を報告する。

なお、本文中の「病院図書館」とは、病院に備わった医学情報サービスをおこなっている医学図書室および医学図書館を指している。

II. 病院図書館の著作権問題とは

著作権法は著作者の権利を定めた法律であるが、社会全体の利益のために著作権の権利制限を定めている。著作権法30条から50条「著作権の制限」では「私的使用のための複製」「図書館等における複製」「引用」「教科用図書等への掲載」「学校教育番組の放送」などが著作権の権利制限事項としてあげられ、著作者の権利が及ばない利用を定めている。

著作権法施行令では、権利者の許諾を得ずに一定の条件の下で所蔵資料の複製が認められる「図書館等」が定められている。それらの図書館は、国立国会図書館および司書またはそれに相当する職員がいる、学校教育法の図書館（大学・短大・高専）、図書館法の図書館（公共図書館）、法令により定められた施設の図書館（博物館・美術館など）で一般に公開されているもの、研究所・試験所などの図書館で一般に公開されているもの、公益法人の設置する施設で文化庁長官の指定を受けた図書館などである。

平成13年10月1日現在、病床数20床以上の医療施設である「病院」は9,239施設あるが、そのうち著作権法施行令で認められた施設は、国立東京第二病院（現、国立病院機構東京医療センター）図書室および国立療養所東京病院（現、国立病院機構東京病院）図書室の2施設だけである。

一方、病院図書館の設置母体である病院は、

長い間医療法およびその関連法令により設置されている。医療法では地域医療支援病院および特定機能病院の施設等として図書室があげられていた。また、医師法における臨床研修病院の指定基準においても図書室機能の必要性があげられている。

しかし、これらの法的規定があっても、病院図書館は著作権法下の「図書館等」の施設として認められていない現状がある。そのため、病院図書館員は著作権法と医療法、医師法それらの法律の不備という矛盾を抱えながら、患者の診療など医療現場での必要性、診療と研究報告が表裏一体の医学情報・学術情報生産世界の狭間で、業務として文献の複写をせざるを得ないのである。この点が病院図書館の著作権問題と呼ばれる所以である。

1. 購読資料の複写ができない

病院図書室研究会の統計調査（1993年から2001年の5回の調査統計平均、統計参加病院平均100施設）によると、病院図書館での購読雑誌数は約200タイトル、年間資料購入費約1,000万円であり、資料購入費の90%以上は和雑誌と洋雑誌など定期行物の購読費用である。病院図書館では、上記統計に見られるように多くの雑誌・図書を収集し、分類・保管して医師など利用者に提供している。

医学雑誌を中心とした文献および医学・医療情報を医師や看護師などスタッフに提供することは、患者さんの診療や医師、看護師などの教育・研修に不可欠のものである。病院では時には迅速な文献提供が要求される場合がある。こうした状況の下では所蔵資料の複写ができないというのでは図書館機能は不足である。そのため、現状では医療現場の求めに応じて所蔵資料を複写せざるを得ないのが実情である。

所蔵資料の複写ができないのであればどうするか。一般的には次の方法が考えられる。

(1)ドキュメント・デリバリーサービス(DDS)あるいは、オンラインジャーナルの pay per view で入手する、(2)著作権法31条に該当し所

蔵資料の複製ができる大学図書館に相互貸借(ILL)で依頼する。この場合には病院図書館は利用者の代理人として依頼し、受け取ることになる。しかし、最近では洋雑誌価格高騰とオンラインジャーナルの普及によりプリント版を止めてオンラインジャーナルだけを購入する施設が増えており、図書館によってはオンラインジャーナルをILLでは提供しない、NACSIS Webcat やネットワークの目録に登録しない施設が多く、現状では一部のオンラインジャーナル所蔵館が目録情報に登録しているだけである¹⁾。そのため、今後ともILLで文献を入手できる保証はない。(3)著作権法30条「私的使用のための複製」を行う、(4)文化庁長官に申請し、31条該当図書館になる、(5)権利者と許諾契約を結ぶ。しかし、使用料が1ページ2円から雑誌によっては1ページ500円というものもある。しかも、許諾を得るにも4団体ある管理事業者のどこに許諾を求めたらよいかのかわかりにくい。文献複写を著作物の流通形態のひとつであると捉え、それらの流通をスムーズに行うのが管理事業者の役割、目的とすべきという考え方もあり、その点では問題が多い。

しかし、これらの対応策だけでは病院図書館の著作権問題を根本的に変えることはできない。病院で扱う医学情報の多くは学術論文であり、学術情報は流通して新しい知の創造に繋がるものであることを考えるなら、病院図書館での文献複製について根本的な解決策を検討していくことが必要になる(図1)。

2. 病院図書館団体の現状

2000年以降、多くの病院図書館団体が病院図書館の著作権問題について取り組んできた。日本病院会全国図書研究会²⁾、近畿病院図書室協議会³⁾、病院図書室研究会：病院図書館は医療法上に図書館の規定が具体的に明記されている。従って著作権法上の図書館に該当するという独自の法解釈を会誌⁴⁾およびHP⁵⁾に掲載している。なお、この法解釈については「医学図書館」に異論が掲載された⁶⁾。

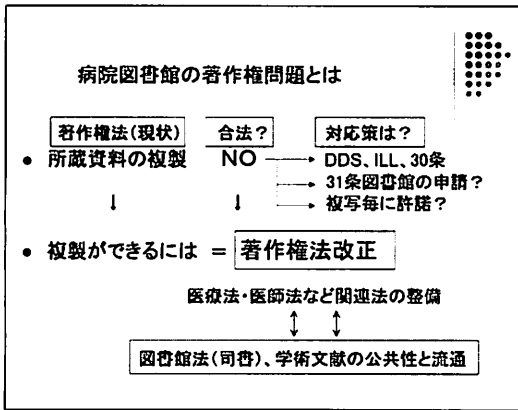


図 1.

他に、日赤図書室協議会や医療系図書館員学びネット(医図学ネット)の継続的な取り組み、日本医学図書館協会機関紙「医学図書館」での特集⁷⁾などがある。また、2004年7月から8月、医学系図書館員が多く読んでいるメーリングリスト「medlib-jj」⁸⁾では「病院図書室の著作権」の論議が続いた。

以上のように、病院図書館団体には全国的規模のネットワークあるいは地方単位、設置母体・目的別のネットワークが複数あるにもかかわらず、著作権問題での問題認識が共有されおらず団体やネットワークの連携がほとんどなかった。

Ⅲ. 著作権法改正要望書提出への取り組み

病院図書館では科学的な根拠に基づいた医療の実践やインフォームド・コンセントなど患者主体の医療のためのサービスや迅速な文献提供などが要求されている。前述のように医療法第22条第1項及び第2項では、地域医療支援病院および特定機能病院においては医師など医療従事者への文献入手のための病院図書室機能が要求されている。

医師法では、平成16年から医学部を卒業した医師の2年間の臨床研修が義務付けられた。臨床研修指定病院の指定基準では病院図書室機能に必要な図書や雑誌、MEDLINEなどの文献データベース、教育用コンテンツなどの必要性

があげられている。臨床研修義務化によって医師の研修・教育の場が大学から病院にシフトしており、医師の教育に対する病院図書館サービスの拡大が望まれている。

1. 著作権法改正要望書の提出

2004年8月文化庁は、関係者から広く要望を募りそれらを踏まえて文化審議会著作権分科会等で審議し今後の著作権制度の検討課題を整理したいとして、著作権法に係わる改正要望を募集する旨に関係団体に連絡した。要望書募集に当たっては、関係各省庁に事前に関係団体の照会があったが、病院関係では日本病院会などがあがっていた。

この著作権法改正要望募集の情報を得た病院図書館団体および関係者は、要望書募集開始から締め切りまで1ヵ月もない短期間かつ夏休み期間中という悪条件下であったが、メールで活発に意見交換を行った。病院図書館であれば全て著作権の権利制限の対象にするのか、何らかの基準を満たした病院図書館に絞るのか、その場合の基準は何か、多くの病院図書館を権利制限規定の対象とするにはどうすべきか、著作権法と医療法、医師法、図書館法など関係法律をどのように尊重するかなどの意見が出された。

要望書の趣旨は、「医療機関における学術情報の円滑な流通および著作権の尊重」、「病院図書館を著作権法31条に含むこと」とした。また、同一要求文をそれぞれの団体で提出することとした。その結果、近畿病院図書室協議会および医図学ネットの二つの団体が締め切り内に要望書を提出した(図2)。しかし、他の図書館団体および賛同者は時間的制約などのために提出に至らなかった。このように短期間で意見を取りまとめることができたのは、近畿病院図書室協議会が著作権、特に複写権問題に長年に渡って取り組んできた経験によるところが大きい。また、医図学ネットの1年以上におよぶ著作権問題の継続的な勉強会開催によるものでもある。

なお、著作権法改正要望募集には数多くの団体から要望書が提出された。その後要望書は関

著作権法改正要望書(2団体共通)

- 改正案趣旨: 第五款 著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること
- 著作権法第 31条 二 (追加)
(病院図書館における複製)
- 医療法(昭和23年法律第205号)に基づき開設された医療施設に設置された図書館(室)(図書館法(昭和25年法律第118号)第4条第1項の司書に相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものに限る。)においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他医療に従事する者の求めに応じて、その診療又は調査研究・教育の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合に、当該施設の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

図 2.

図書館指定の考慮事項(昭和46年2月1日)

1. 蔵書等から判断して、公益性の高い業務を行っていること。
2. 全国的規模又はこれに準ずる規模で業務を行っていること。
3. ある特定の分野における中心的機能を果たしていること。

上記を具体化すると次のようになる。

- ア. 独立した施設であること。
- イ. 一般に開放されていること。
- ウ. 専門書のセンター的役割を果たしていること。
- エ. 一定の部数の蔵書があること。
- オ. 一定程度の利用者があること。
- カ. 複写機器が施設内にあり、自己の管理下にあること。
- キ. 司書又はこれに相当する職員がいること。

図 3.

連要望項目ごとにまとめられて文化庁HPに掲載され、これらの要望書に関するパブリックコメントの募集が2004年10月下旬までであり、その結果も Web 上に公開されている⁹⁾。

2. 要望書提出後

著作権法改正要望書提出後、要望書の取りまとめに参加した団体、関係者が文化庁著作権課を訪問し、著作権法改正要望書提出に至る病院図書館の複写問題を中心に病院図書館の現状を説明した。この訪問では病院図書館の要望実現には厚生労働省からの希望が望ましいことが指摘された。また、病院図書館担当者の「31条図書館の基準を明らかにしてほしい」という求めに応じて、後日「図書館指定の考慮事項」(図3)が示された。書類には昭和46年2月1日の日付があり、31条の図書館として政令で6施設を定めた昭和46年2月22日より以前に作成されていたことがわかるが、なにぶんにも古い資料である。

同日夕方、常世田良氏(日本図書館協会: 著作権担当常務理事)を訪ね、病院図書館の現状と著作権問題への取り組み、著作権法改正要望書提出などについて説明した。その上で病院図書館の複写に関して権利制限対象となる方法などについて助言を求めた。

現在、著作権法改正の一定の枠組みがあり、日本図書館協会(日図協)が中心になって図書館側の意見をまとめる「図書館懇談会」に各種

著作権法改正: 検討体制
当事者間協議に加わるには、図書館懇談会への参加が必須

<ul style="list-style-type: none"> ● 文化審議会 ● 著作権分科会 ● 法制問題小委員会 ● 当事者間協議 	<p>— 権利者側</p> <p>↓</p> <p>— 学校図書館/専門図書館/ 公共図書館/大学図書館/ (病院図書館)</p>
---	---

著作権法改正の手続きは、この枠組みで行っている

9号資料 附表一 図書館に因る著作権法の動向 専門図書館 2004. 207(42-49)

図 4.

図書館代表が参加している。法改正には「図書館懇談会」を経て権利者側との交渉の窓口である「当事者間協議」¹⁰⁾、「法制問題小委員会」で取り上げられたものだけが「著作権分科会」にあげられる。著作権分科会で著作権改正が妥当であると判断されると、「文化審議会」を経て法案となる(図4)。

従って、法改正を求めるならこの枠組みに入ることが必要であり、病院図書館の著作権問題についても、「図書館懇談会」に参加するために病院図書館の窓口を統一することが必要である、と助言があった。

IV. おわりに

病院図書館の著作権問題は単に病院図書館で複写ができないという問題だけではなく、著作

権法と関連法との整備不良による矛盾問題でもある。

病院図書館で扱う医学文献は、小説・文芸作品などとは違い作家の生活を脅かすようなものではない。医学文献の生産と消費は病院などの医療施設、研究施設の中で行われており、医学文献の利用サイクルの中で新しい「知識」が生まれている。著作権法第1条には「文化発展に寄与する」とあるように、医学・学術情報は科学的文化であり、公共の利益として流通させなければならないと考える。

一方、著作権をめぐる動向として話題になっている中のひとつが、「公共図書館がベストセラーを複本で多数所蔵し、貸し出すから作家の収入が減る（本が売れない）」と権利者側が声を大にしていることである。これに対して、日図協と書籍出版協会がアンケートをもとにこれらの論議の裏付けとなる実証的なデータをまとめ反論している¹¹⁾。病院図書館団体でも各団体の統計データをもとに、病院図書館の資料購入、文献複製、ILL などの実態を把握し、必要なら権利者側との交渉の基礎データとすることも考えられる。

また、法改正、ガイドライン作成などへの道のりが平坦ではないことは、31条で著作権法の権利制限対象となっている国公私立図書館協力委員会の10年越しの取り組みからもわかる¹²⁾。

私たち病院図書館関係者は、各種図書館の代表で構成される「図書館懇談会」参加も視野に入れて、各病院図書館担当者および病院図書館団体の著作権問題での連携を進め、意見をまとめ、著作権問題に対する窓口を作ることが必要である。また、病院図書館の共同作業、協力関係を通して医学・学術情報の著作権上の権利制限の必要性、重要性を日本病院会や厚生労働省などの関係団体および所属施設の責任者に働きかけていくことも必要である。

(本稿は、近畿病院図書室協議会第105回研修会講演に加筆したものである)

参考文献

- 1) 宇野彰男、伊藤茂樹：電子ジャーナルの相互貸借利用：アンケート結果に見るその問題点。医学図書館。2004 ; 51 (2) : 147-51.
- 2) 谷澤滋生：病院図書館に関わる著作権。日本病院会雑誌。2001 ; 48 (5) : 705-14.
- 3) 小田中徹也：近畿病院図書室協議会の著作権への取り組み—その経過と展望—。病院図書館。2002 ; 22 (4) : 161-3.
- 4) 長谷川湧子、田引淳子：病院図書館と著作権。ほすびたる らいぶらりあん。2004 ; 29 (1) : 27-9.
- 5) 病院図書室研究会。
<http://www.bekkoame.ne.jp/ha/jhla/>
- 6) 黒澤節男：図書館と著作権。医学図書館。2003 ; 50 (4) : 325-30.
- 7) 特集「著作権を巡る動きについて：特に複写権を中心に」医学図書館。2003 ; 50 (2)
- 8) medlib-j. [引用2004-11-16]
http://libweb.kyorin-u.ac.jp/~medinfo/medlib_j/
- 9) 文化庁。著作権法改正に対する意見募集について。[引用2004-11-16]
http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04100601.htm
文化庁。著作権法改正要望事項に対する意見募集の結果について。[引用2004-11-16]
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04110401/004.htm
- 10) 日本図書館協会著作権委員会。当事者間協議等に対する取り組み。[引用2004-11-16]
<http://www.soc.nii.ac.jp/jla/copyright/index.html>
- 11) 公立図書館貸出実態調査 2003報告書。[引用2004-11-16]
<http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf>
- 12) 国公私立大学図書館協力委員会。[引用2004-11-16]
<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/documents/>